

愛媛県議会が”再稼働「必要」決議”

住民の反対の声を無視、専門家の批判意見を全く聴取せず



10月9日、愛媛県議会は地元財界4団体が提出した4本の再稼働を求める請願を採択し、さらに再稼働の必要を認める決議をあげました。この決議は自民党議員が提案したもので、再稼働が必要とし、国や知事への注文を並べた内容です。決議の採決では社民党3人、民主党2人、共産党1人、環境市民1人の計7議員が反対しましたが、自民党、公明党、愛媛維新の会などの賛成多数で可決されました。

この日は、早朝から議会終了後まで、約20団体100名の人々が、県庁前から県議会前までの歩道に並び、県側の異常な警備態勢の中、抗議を続けました。並行して議会傍聴も行いました。住民多数が再稼働に反対であり、専門家の批判意見を一切聴取していないことにも抗議しました。伊方原発をとめる会からも多数が抗議行動に参加しました。

中村知事は県議会の結論は「非常に大きい」と語り、「条件がそろえば判断へ」としています。記者団の「残っているのは？」との質問に、伊方町長の判断や経産大臣の来県などをあげました。伊方町長は経産大臣との面会時に了解を与えると見られ、経産大臣の対応も早いと見られています。

「原発に対する県民の不安と反対の声は厳に多数であり、これを無視することは、地方自治を破壊する暴挙である。私たちは、住民の声を一層ひろげて、断じて再稼働を許さない決意である。」と、県議会に対して抗議声明を出しました。

こうした状況のもと、11月1日の松山での「STOP伊方原発再稼働！11・1全国集会 in 松山」の開催はきわめて重要です。

**11月1日(日)12:30より、松山市堀之内やすらぎ広場で
STOP伊方原発再稼働！11・1全国集会 in 松山
—福島をくり返さない！— を開催します。**

重大な情勢です。ぜひご参加ください！（次頁下に日程）

知事宛署名13万1,455筆を提出

10月5日、愛媛県知事に対し13万筆を超える署名を提出しました。署名は知事に、①再稼働を認めないこと、②住民の声を聴き、原発問題の本質を深める「公開討論会」を開催すること—の2点を求めるものです。全国から次々届く署名に皆様の熱い思いが伝わってきました。ありがとうございました。13万余の署名のうち、88%にあたる11万5,790筆が、伊方原発を取り巻く8県(愛媛、香川、徳島、高知、大分、山口、広島、岡山)から寄せられました。

この日、約30名の住民が提出に参加しました。県側からは、原子力安全対策課の二宮久課長と、菅原洋行原子力安全対策推進監のほか2名の課員が対応しました。草薙順一事務局長が13万1,455筆の署名を提出する旨を述べ、和田事務局次長が文面を読み上げ、6名の代表が、それぞれに知事

への要望を切々と訴えながら署名を手渡しました。

二宮課長は、「知事の方までしっかりとお伝えさせていただきます」と応え、再稼働についてはまだ判断していないと語りました。知事に伝えるとしながら、公開討論会については「いまのところ開催する考えはございません」と回答。「プルサーマルの際には県が公開討論会を行ったが、今の事態はその時よりも軽いのか」との私たちの質問には、「そうは考えていない」旨の返事。参加者から、「では、なぜ開催しないのか」の声が相次ぎました。

菅原原子力安全対策推進監は、この日初めて住民との対面の場に出て来ました。伊方3号機のクリフエッジ(これを超えると破壊に至る限界)を問うと、「おおむね1000ガル」と返答しました。公式に確認された数字を求めると「八百ごじゅ・・・」と言いかけてましたが、二宮課長が遮りました。これ一つとっても、専門家を含めた「公開討論会」が必要であることを示すものです。

参加者からは「電気は足りており、再稼働を前提にした審査そのものが必要ない」との意見も出されました。

(この日は、2012年夏から2014年5月27日までに26万1,136筆を提出していた知事宛署名「①伊方原発を稼働させないでください。②核燃料等の厳重管理も含めた廃炉計画を、政府及び四国電力に作らせてください」の追加分として3,381筆も提出しました。)



STOP伊方原発再稼働！11・1全国集会 in 松山

【日時】2015年11月1日(日曜日)

【場所】松山市堀之内「やすらぎ広場」にて

12:00～(プレ企画)

12:30～オープニングあいさつ

12:35～おしどりマコ・ケン トークライブ

13:00～ 地元及び福島からの報告

伊方原発運転差止訴訟報告

各方面からのスピーチと事務局提案

集会宣言

14:30～デモ行進 (短いコースもあり)

「公開討論会」を求める意見書や趣旨採択

愛媛県の中村知事に「公開討論会」の開催を求める「意見書」などの動きが出ています。

愛媛県内では、9月議会で大洲市議会が趣旨採択をしました。高知県では、南国市議会、須崎市議会、越知町議会、本山町議会、四万十町議会、黒潮町議会が

愛媛県知事に対し意見書を提出しました。13万筆を超えた請願署名の内容に重なる重要な動きです。

(下記枠内に高知県南国市の意見書を例として掲載します。)

伊方原発についての

「公開討論会」の開催を求める意見書

原発による重大事故がおこれば、仕事も住まいも学校も、生きる場所をそっくり移転せざるを得ない。被害は県の境目も超えて広大な範囲に及ぶのであり、放射能汚染の深刻さは他の災害とは比べものにならない。それだけに、福島原発事故の直後に語られたように、いわゆる「原子力村」周辺の意見だけで原発の問題を検証することは許されない。はっきりとした批判的見解を述べる専門家も必ず含めて検証すべきである。

2006年にプルサーマル問題が焦点になったとき、愛媛県は、「容認・推進」の研究者3名と、「慎重・反対」の研究者3名を論者に「公開討論会」を実施した。世論の要望もあって実施したこの公開討論会について、当時の加戸知事は、「私自身も大変勉強になりました」、「みんな関心を持ってこの会場へ来られたんだというのを感じさせていただきました。いずれにしても、県の主催した公開討論会、CATV、あるいはインターネットでの、会場へいらっしゃらなかった方々にも、随分参考になったものと思いますし、今回の県主催の討論会を開いたことは正解だった」と語っている。

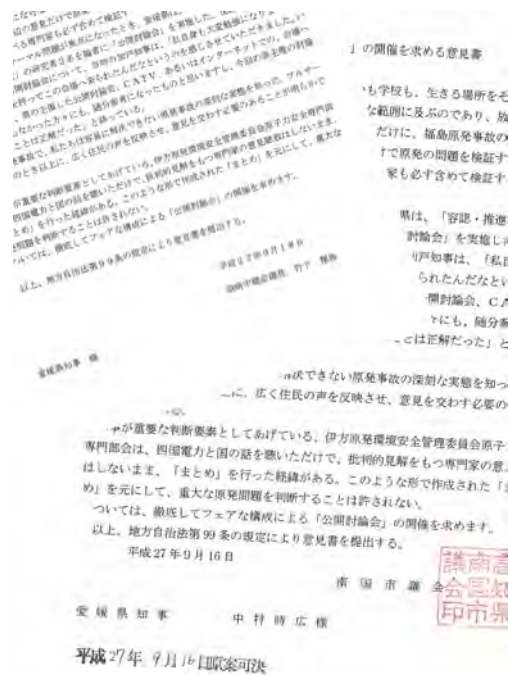
福島原発事故で、私たちは容易に解決できない原発事故の深刻な実態を知った。プルサーマル問題のとき以上に、広く住民の声を反映させ、意見を交わす必要のあることが明らかである。

知事が重要な判断要素としてあげている、伊方原発環境安全管理委員会原子力安全専門部会は、四国電力と国の話を聴いただけで、批判的見解をもつ専門家の意見聴取はしないまま、「まとめ」を行った経緯がある。このような形で作成された「まとめ」を元にして、重大な原発問題を判断することは許されない。

ついては、徹底してフェアな構成による「公開討論会」の開催を求めます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

愛媛県知事 中村時広 様



平成27年9月16日
南国市議会 公印

原子力規制委員会に対して「異議申立」

9月10日、原子力規制委員会に対し伊方原発3号機の設置変更許可の取り消し、執行の停止を求めて異議申立を行いました。

異議申立人は11都府県から127名です。異議申立では、原子力規制委員会に対して意見陳述を行うことができることから、申立理由をまとめる過程で協力を得た専門家も意義申立人に加わっています。

伊方原発3号機の審査では、批判的な見地の専門家や研究者の意見が反映されていません。そうした専門家・研究者と私たちの連携した取り組みです。

今回、申立理由として、(1)審査においてクリフェッ

ジ越えを避けようとする「恣意的操作」がある。(2)基準地震動の策定が過小評価である。(3)重大事故発生時の対処に置いて、水素爆轟(ばくごう)の危険がある。(4)航空機等の直接衝突を「想定外」にしている。(5)プルサーマルにおける事故の進展や被害想定が甘い。(6)住民防護・避難計画ができていない—の6点を指摘しました。

先行した川内原発などの異議申立の例からみて、おおむね2カ月くらいの間に、「意見陳述」の機会が設けられる見込みです。

伊方原発をとめる会第5回定期総会

— 記念講演 向原祥隆さん —

9月20日に伊方原発をとめる会の第5回総会を行い150人が参加しました。冒頭、草薙順一事務局長は、戦争法の強行採決とも重ねつつ「戦争も原発も嘘から始まる」、「戦争も原発も国会で成立した法律から始まる」、「戦争も原発も守銭奴(拝金主義者)が推進している」と厳しく批判しました。

総会の議事に入る前に、鹿児島県で川内原発の再稼働に反対してきた向原祥隆さんによる講演「自然豊かな日本と“原発”」が行われました。

「伊方原発をとめる会」の第5回定期総会では、伊方原発運転差止訴訟弁護団の中川創太弁護士から裁判の報告が行われました。進行協議で裁判所から原告主張を要約した書面や質問事項が提示され、それらに一つ一つ丁寧に対処していることを報告しました。

「経過とふり取り」を和田宰事務局次長が報告し、一年間のとりくみを時間をおって報告しました。決算を会計担当の松浦秀人幹事が報告し、監査報告を篠崎英代監査が行いました。情勢報告では、再稼働について、伊方町議会、愛媛県議会、知事の判断が出される重大な節目を迎えようとしていることが報告されました。「再稼働を認めないこと」、「公開討論会の開催を求める」請願・陳情について、「趣旨採択」をする議会や意見書を知事にする議会が出ていること、あるいは本会議で採択に至らないまでも、「福島事故は収束していない」、「幅広い意見を聴くべきだ」との認識が広がっており、住民とともに議員に働きかけることがいっそう重要になっていることが報告されました。

活動方針案では、知事あての署名提出や11月1日に予定している「STOP 伊方原発再稼働！ 11・1 全国集会 in 松山 一福島をくり返さない」の取り組みが提案されました。四国電力への申し入れ行動、地域での映画会開催などの方針も確認しました。伊方原発運転差止訴訟支援の規模を広げること、自治体首長・議長への働きかけも強めることとしました。原子力規制委員会への異議申立についても提案されました。

質疑、討論では、知事や議会への対応や裁判に関する質疑が行われました。「STOP 伊方原発！ 南予連絡会」が中小規模で「日本と原発」の上映会を各地開催したことや住民の反応などが報告されました。高知県内においても、「日本と原発」の上映会が持続的に行われている報告がありました。

総会は、全ての議案を承認・可決し、役員の追加を承認して終了しました。



向原祥隆講演の一部紹介

鹿児島県で川内原発の再稼働に反対してきた向原祥隆（むこはらよしとか）さん。向原さんは、福島原発事故の際、水1リットル当たりの放射線ヨウ素の安全基準値が、10ベクレルから300ベクレルにまで緩められたことについて憤りを込めて語りました。

米国は0.1、ドイツは0.5という数値です。2011年3月21日には東京の水で210ベクレル検出されたが、300以内なので安全だということになる。基準を下げずにいたら広範囲の住民避難が必要になるので、それを回避したのだと指摘しました。

また、原発の温排水問題に関し、川内原発の温排水は1、2号機で九州の大河川、川内川と同じ流量だと紹介しました。

2009年には川内原発周辺でサメ29匹、エイやダツが数百匹死んで打ち上げられたこと、玄海原発沖で2006年には海藻が何もなくなっていたのに2014年にはいっぱい生えて海藻が戻ったのが写真でもわかること、2015年、川内原発南15キロでヒジキが復活したことなどを紹介。再稼働したのでは元の木阿弥だと厳しく批判しました。

10月に予定されている川内原発2号機について、蒸気発生器の交換を行わないまま再稼働させようとしていると指摘し、川内原発2号機の再稼働を許さず、同1号機の即時停止を求めて全力を挙げると締めくくりました。

総会にあたっての挨拶

事務局長 草薙順一

2015年9月19日安保法(戦争法)が参議院本会議での強行採決によって成立しました。立憲主義、平和主義、民主主義を蹂躪しての成立でした。戦争と原発は、同じ構造をもっています。

第1に、戦争も原発も「嘘」から始まります。安倍首相は戦争法の成立で、日本人の生命と安全は、抑止力の向上で、高まったと述べています。嘘です。抑止力とは恐怖の均衡です。いざという時には武力を用いるということです。かえって日本にとって危険です。中国は抑止力など全く問題にしています。戦争法を成立させなければならない本当の理由は、アメリカの国力低下に伴い、アメリカの軍事世界戦略に日本が加担することです。アメリカに追随し、米軍と一緒に戦争することです。このような本当のことを言えば、国民から反発されるので、政府は正面切って言わないのです。その為に嘘を言っているのです。原発についても、原発を再稼働させる本当の理由は、日本が潜在的核兵器を保持したいからです。しかし、それを言えば、非核3原則を国是としているわが国の国民から反発されるので言わないのです。そこで、原発を再稼働しても大丈夫とか、クリーンとか安いなどと嘘を言っているのです。とにかく原発推進する人たちは、すべて嘘を言っているといって過言ではありません。私たちは真実を見抜かなければなりません。

第2に、戦争も原発も国会で成立した法律から始まります。戦争法は国民を動員するために必要な道具です。しかも平和憲法に違反した法律です。原発関連法も、基本的人権に違反した違憲立法です。私は従来から原子力基本法をはじめとする原発の法律はすべて憲法違反であると主張しています。オーストリアでは、原発の法律は憲法で作れないことになっています。日本の場合、法律をつくることによって、たとえそれが憲法違反でも、国民を拘束します。戦争も原発稼働も国会で法律を作るところから始まるのです。従って、愚かな国会議員の排除が必要です。

第3に、戦争も原発も守銭奴、すなわち拝金主義者が推進しているのです。戦争の場合には、軍産体制という軍事ムラです。原発の場合には原子力ムラです。犠牲になるのは庶民です。貧乏人です。原発の場合、政府も交付金や道路建設で拝金主義者の意を汲んで原発再稼働を進めます。国民を侮辱する拝金主義と闘わなければなりません。

最後に、戦争も原発も私たちには必要ないものです。原発再稼働は不必要です。人間の命を奪うものです。原発再稼働は、処理できない「核のゴミ」を増やすだけで、この愚かな行為を絶対に許してはならないと申し上げて挨拶いたします。

—参加を 声を 待っています—

福島から子どもさんと愛媛県に避難してきた新妻秀一さんが、ご自身のFACEBOOKで11月1日の集会への参加を呼びかけてくださっています。ご本人のご了解を得て、ご紹介します。

原発事故
それがもたらすモノが
どれだけ悲惨なものか
わかっているような顔をして
だが、
まったくわかっていない。
いや、
福島で起きている。
しかもその悲惨さは今なお拡大しているのだから
結局、
わかろうとしていない！

何もかも失い、
子供の先々も失いかねない状況に置かれている。
こんなこと、
あなたなら、他人に味あわせたいと考えますか？
伊方のみならず原発立地地域が再稼働を求める共通理由が 地元経済の活性化！ これをあげる
確かに原発がもたらす経済効果は、、、、ある
それも計り知れないほどに。

しかし

事故が起これば、すべては一瞬にして失う。
その失う範囲も半端ない。
結局、地域全体を失うばかりか
多くの命をも失うことになる。
しかもその犠牲を子供たちに背負わせることになる。
それが、その現実を
今の福島が見せている。

福島の現実、
あなた方は受け止めることができますか？
自分の地域、自分が住むその場所で受け止めることができますか？
子供たちに、もうここには住めないんだよ！
そう言えますか？

更に深刻なのは、
原発事故は、福島第一原発を見ればわかりますが
その収束には数十年？数百年？もしかしたら数千年？
これは地球そのものの死活問題！
その事実を受け止めることができますか？

伊方原発、
何としてでも廃炉にしなければなりません。
みなさんの参加を、その声を
私たちは待っています！

第12回口頭弁論(7月14日)の報告

7月14日、伊方原発運転差止訴訟の第12回口頭弁論が開催されました。

原告側弁護団の陳述は、薦田伸夫弁護士と中川創太弁護士が担当。主に、深層防護に関する経緯を補充、「水素爆轟(ばくごう)」問題、中越沖地震による柏崎刈羽原発の深刻な損傷の問題、海水ポンプの問題を陳述しました。被告の四国電力は準備書面8を陳述しました。

続いて、二人の原告が意見陳述を行いました。森瀧春子さん(世界核被害者フォーラム事務局長、広島大学非常勤講師、広島市在住)の陳述書のタイトルは「一核被害の原点から一核と人類は共存できない」。核開発では、ウラン鉱山の採掘から始まって、核兵器の製造、原発など、あらゆる場面で深刻な放射能被害を人々に及ぼす、人類には核廃絶の道しかないことを世界各地を訪れ調査した経験を通して語りました。福島浪江町で、被ばくした牛たちを殺処分せず研究機関と調査協力している吉澤正巳さんの牧場で、まだら状の斑点のできた異常な子牛が八頭生まれている事実も紹介しました。

遠藤素子さん(八幡浜市議、元高校教員)は、地元住民との対話から、「子どもや孫たちに、これ以上危険なものを残すわけにはいかない。原発はない方

がいい。しかし、口に出せないものがあるんです」と語る住民たちの思いを伝えました。

また、立地自治体として交付金を受けながら、少子高齢化、過疎化が進んでいく。原発が地域に

ほんとうの豊かさをもたらさないことを語りました。高校の体育教師として健康やいのちの大切さ、環境問題について懸命に学んできた経験から、危険な原発の再稼働を許してはならないと訴えました。

閉廷後、会場を愛媛県美術館講堂に移し、報告集会を行いました。弁護団と意見陳述をしたお二人からの報告のあと、ミニ講演会をもち、森瀧さんから核被害の現地調査の映像を交えて、核廃絶に向けた活動のお話を聞きました。



「過則勿憚改」

あやまちでは すなわち あらたむるに はばかりことなかれ

立川百恵

(伊方原発をとめる会共同代表の一人、
コープえひめ元理事長)



9月16日、松山の全日空ホテルで小泉純一郎元首相の講演会「日本の歩むべき道」がありました。600人の聴衆と全国から集まった報道関係者を前に、原発は廃棄すべきと熱っぽく信念を語られました。

ご存知のように彼は、元首相の細川護熙氏とともに原発ゼロへの取り組みと自然エネルギーの普及活動を精力的に進めておられますが、講演では「伊方原発は再稼働すべきではない」と明言されました。

とはいえ、現役時代に原発を推進した立場ですが、当時は「すべて安全というデータばかり、嘘やでたらめばかりだった」。福島を経験して驚き、フィンランドの核廃棄物最終処分場オンカロンも見学し、核の扱いの大変さを改めて感じた。強固な岩盤を千メートルも掘り下げ、密閉して保管したとしても、1万年後まで

「ここをあけてはいけない」という表示をどういう言語で表示すれば伝達できるのか、途方に暮れる話だ、と。

こうした事実を知って、自分は間違っていた、『過ちを犯した』ならば『過ちでは則ち改むるに憚ることなかれ』と、今、できるだけ多くの人にこのことを伝えたいと積極的に講演活動をしている。

安倍現首相にも「君が判断すれば、日本の原発はなくせる」と話したが、黙って笑っていたと。国会議員の息子(進二郎)には取り立てて言うことはないが、自分の講演は一応聞いているようだ。

こうしたエピソードも含めて1時間半近く、元政治家らしく見事なアピールでした。また、過去、経済的なピンチに陥った時、それをチャンスに変えて乗り切った経験から、今、自然エネルギーの開発は新しい技術も含めて経済発展のチャンスにできると力説されました。

会場からは、共感の拍手やヤジも多く、こうした雰囲気が高齢になっても講演できるエネルギー源だと、終始元氣、元氣でした。

(オンカロン、オンカロとも呼ぶようです。編集部)

第13回口頭弁論(9月8日)の報告

第13回口頭弁論は、9月8日に行われました。弁護団は、準備書面 48 ～ 51 で、南海トラフ地震の危険性、高浜原発3、4号機の運転差止を命じた仮処分決定(福井地裁 4 / 14)に基づく主張、井野博満教授の主張、新規規制基準そのものへの批判を陳述しました。被告・四国電力は準備書面9を陳述しました。

原告意見陳述では、徳弘嘉孝さん(元数学教師、「原発をなくし自然エネルギーを推進する高知県民連絡会」共同代表、土佐市在住)が若い頃に原子力に夢を持ったが、退職後、高知県で高レベル放射線廃棄物の最終処分場の問題が起きたことから、勉強し直し、核の恐ろしさを知り、反対運動をするようになった経緯が語られました。地震と津波による原発事故のおそれ、使用済み核燃料の問題、原発労働者の被ばくの問題など伊方原発の運転に反対する理由、原発からの撤退の必要性を訴えました。

2人目の原告意見陳述では、昨年、千葉県流山市から低線量被ばくから逃れて安心して暮らすために、故郷の松山へご家族で転居されてきた向井公子さんが、実体験に基づいて訴えました。また向井さんは「伊方原発 50 キロ圏内住民有志の会」に加わって、伊方町内を一軒一軒訪ねて、再稼働についてのアンケート調査を行っていますが、回答者の半数以上が再稼働に反対であること、「原発は怖い」「ないほうがいい」「いまさらどうしようもないが、事故があったら私たちは逃げられない、見殺しにされる」という住民の声を紹介し、「仕方がない」と諦めを押しつけている現実には憤慨したことを語りました。

裁判のあと、R-2番町ビルで行われた報告集会では、中川弁護士から、8月に被告側が出してきた反論では、1～3層までのシビアアクション対策が万全であれば、4～5層は本来起きないものなのだから、4～5層に不備があったとしても原告の主張は当たらない旨の反論であったことの報告がありました。

集会の最後に、原告共同代表の須藤昭男さんは挨拶の中で「13回目になって、少し人が減ってきたように思います。皆さん、最後まで一生懸命やりましょう!」と述べました。

原発関連の裁判の中では、毎回、原告本人が法廷で意見陳述をすることができる貴重な裁判になっています。どうぞ、傍聴にいらしてください。

次回は、11月24日(火)です。



県民を県庁から排除する”過剰警備”

10月9日の県議会最終日、県庁の3力所の出入り口には早朝から職員が立ち、来庁者に目を光らせていました。県庁前で反対運動が予想されるため、不測の事態に備えるのだと、「本庁舎全体の特別警備」と称して、警備員と職員が大勢動員されて県庁内に立ち並んでいました。

傍聴者の臨時受付を議事堂の屋外にテントを立てて設置、傍聴者以外を敷地内に入らせない手立てをしていました。議員たちまで登庁時間や面会を制限されていました。

さらには、160席の傍聴席を団体傍聴130と一般傍聴30に分け、団体傍聴を全議員に割り振ることで、傍聴席を反対派が埋め尽くすのを防ぐ工夫もしていました。

県議会基本条例には「県民に開かれた議会を

実現するため、多様な手段を活用」、「県民が傍聴しやすい環境を整備」と定められています。県総務管理課は、「プラカードやのぼりを傍聴席に持ち込むといった行為などを警戒した」と言っていますが、過剰警備の物々しい雰囲気は開かれた議会とは真逆のものです。主権者である県民を県庁から排除する警戒態勢は許されることではありません。

総会に鹿児島での川内原発再稼働反対運動の経験に学ぼうと、向原祥隆さんに来ていただいたのですが、どうやら愛媛県でも鹿児島島の抗議運動をしっかりと学んでいたようです。

議場での混乱を防ぐためにと、小賢しい工夫に腐心してエネルギーを使うより、県民の健康と生命を守るために、伊方原発の廃炉など、ほかに考えることがあるのではないのですか。k

伊方原発をとめる会これからの取り組み

■ 11月1日(日) STOP伊方原発再稼働! 11・1全国集会
in 松山 ―福島をくり返さない―

■ 11月21日(土) 南予大宣伝行動

■ 11月24日(火) 第14回口頭弁論

13:00 原告集合 13:30 参加者集合

14:30 開廷 15:45ころ～報告集会

伊方原発をとめる会 2014年度会計報告

(2014年4月1日～2015年3月31日)

<収入> (単位:円)

前年度繰越金	1,216,354	
個人会費	2,015,000	過年度分の入金遅れ含む
団体会費	402,000	
カンパ	557,612	
事業収入	139,550	講演会資料代など
雑収入	215	受取利息など
預り金	3,180,000	第4次訴訟の原告費用など
計	7,510,731	

<支出>

講師費用	330,000	講師旅費、謝礼
賃料	480,000	事務所家賃2年分
人件費	64,000	アルバイト代
集会会場費	87,540	集会、講演会の会場使用料など
会議費	34,170	幹事会会場使用料など
宣伝費	353,448	チラシ、ニュース印刷費など
通信費	836,679	送料、電話代
事務所経費	70,455	光熱費、備品
事務所活動費	332,084	交通費、コピー代など
消耗品費	145,283	事務用品など
雑費	49,080	
預り金	3,458,000	
事業費	508,278	ブックレット制作費など
計	6,749,017	

差引残高(次年度繰越金) 761,714 円

※ 事業費のうちブックレット制作費が378,000円ありますが、その売上収入は2015年度に計上されます。

あなたの町で、

「日本と原発」の上映会を
開催しませんか。

5月10日に、松山ではコムズで映画「日本と原発」の上映会を行い、たいへんわかりやすい、と大好評でした。この映画は「これ1本で原発を取り巻くすべての問題を提起します」と弁護士の河合弘之さんらが作ったドキュメンタリー映画です。2時間15分という長さにも関わらず、観る人をひきつける内容になっています。

伊方原発をとめる会では、愛媛県内のより多くの人たちに見てもらいたい、いままであまり関心を持たなかった人たちにこそ見てもらいたい、そういう思いでリレー上映会を企画しました。映画のDVDはとめる会で一括して借りますので、レンタル料の負担はありません。人数の大小は問いません。小さな会場には、プロジェクターもお貸しします。

ぜひ、ご検討ください。

お問い合わせは、伊方原発をとめる会

Tel 089-948-9990

Fax 089-948-9991

E-mail: ikata-tomeru@nifty.com

※ 第10回までの口頭弁論の

原告意見陳述を収めたブックレット

『伊方原発運転差止訴訟 原告の叫び

ーいのちを差し出してまで原発は必要ですか』を刊行しました。

ご注文は、伊方原発をとめる会事務局へ、電話、FAX、電子メールでお申込みください。(冊子に振替用紙を同封します。送料と振替手数料をご負担ください。)

A5判 150頁 定価 500円

発行：伊方原発をとめる会

：伊方原発運転差止訴訟原告団

★賛同カンパにご協力をお願いします。

「STOP 伊方原発再稼働! 11・1 全国集会 in 松山」を成功させるためのカンパを訴えます。郵便振替の払込票を同封させていただきました。どうかよろしくお願いします。

【カンパの振込先】 郵便振替

口座記号番号 01610-9-108485

加入者名 伊方原発をとめる会